

申し込み時の ①行事名(日時・曜日・コースなども) ②住所(郵便番号も) ③氏名(ふりがな) ④年齢
 必 要 事 項 ⑤電話番号 ⑥学校名・学年(児童・生徒のみ) ⑦返信先(往復はがきの場合)

中小企業経営セミナー

内容下表の通り。

会場産業振興センター(白石区東札幌5の1)。

申込 9月13日(月)から電話かファクス。ホームページhttp://sangyo.center.sec.or.jp/からの申し込みも可。(先着)

申込先・詳細 産業振興センター ☎820-3033、☎820-3220

内 容	日 時	定員	費 用
Access基礎コース	11月9日(火)、10日(水) 午前9時30分～午後4時	20人	4,000円
Access中級コース	11月16日(火)、17日(水) 午前9時30分～午後4時	20人	4,000円
電話応対マナーセミナー	11月12日(金) 午前9時30分～午後5時	30人	2,000円
ISO9001推進担当者セミナー	11月18日(木) 午前9時30分～午後4時	30人	2,000円
ISO14001推進担当者セミナー	11月19日(金) 午前9時30分～午後4時	30人	2,000円
経理中級セミナー	11月29日(月) 午前9時30分～午後4時	30人	2,000円
サタデー創業塾	11月6日(土)、13日(土)、20日(土)、27日(土)、12月4日(土) 午前10時～午後4時30分	15人	8,000円
マーケティングセミナー	11月26日(金) 午前9時30分～午後4時	30人	2,000円

競争入札参加資格の追加申請受け付け

平成16年度の物品・役務お

平成16年度の物品・役務お
 対象引き続き1年以上、市内で事業を営む中小建設業者。申込 9月1日(水)から札幌中小企業支援センター(中央区北

期 日	会 場
9月8日(水)	白石区民センター (白石区本通3南)
9月10日(金)	西区民センター (西区琴似2の7)
9月13日(月)	中央区民センター (中央区南2西10)
9月15日(水)	豊平区民センター (豊平区豊平6の10)
9月21日(火)	北区民センター (北区北25西6)

※時間はいずれも午前10時～午後4時。

札幌元気基金融資相談会

「札幌元気基金」をはじめとする中小企業融資制度や、信用保証制度などに関する相談を受け付けます。

よび工事・業務の競争入札参加資格の追加申請受け付け。受付期間 10月4日(月)～8日(金)。受付場所 市役所14階契約管理課。
 申請書市役所、区役所の売店で販売中。一部500円。
 〔詳細〕 契約管理課 ☎(211) 2152
中小建設業のIT化を支援
 内容 中小建設業者が経営改善を目的としてIT(情報技術)機器を導入する場合に、経費の一部を補助。補助対象経費の2分の1以内(限度額20万円)。
 対象引き続き1年以上、市内で事業を営む中小建設業者。申込 9月1日(水)から札幌中小企業支援センター(中央区北

を満たしていない方や、過去

国民年金

〔詳細〕 区役所(16階)の保険年金課

介護保険料の納め忘れはありませんか
 災害などの特別な理由がなく保険料を納めずにいると、介護サービスの利用の際に、保険給付の制限を受けることがあります。まだ納めていない方は、忘れずに納めましょう。

介護保険料の納め忘れはありませんか



保険・年金

〔詳細〕 工業振興担当 ☎(211) 2362
 5の11)。
 会場きたえーる(豊平区豊平5の11)。
 日時 9月17日(金)午後1時～8時。
 就職希望者を対象とした市内のコールセンター企業12社による合同企業説明会です。

コールセンター 合同企業説明会

〔詳細〕 札幌中小企業支援センター ☎(200) 55111
 1西2経済センタービル)で配布する申込書を9月24日(金)までに提出。

国民健康保険
 〔詳細〕 区役所(16階)の保険年金課

国民健康保険

加入資格が生じる場合
 ①市内に居住する方で次のような場合。②市外から転入した(ほかの健康保険に加入できる方を除く)。

加入資格が生じる場合
 ①市内に居住する方で次のような場合。②市外から転入した(ほかの健康保険に加入できる方を除く)。

加入資格が生じる場合

〔加入の届け出は14日以内に〕
 国民健康保険に加入する場合、資格が生じた日から14日以内に届け出をしなければなりません。届け出が遅れると、保険料は資格が生じた日までさかのぼって(最高2年間)納めていただくこととなります。届け出の前日までの医療費については、全額自己負担となりますのでご注意ください。

〔加入の届け出は14日以内に〕
 国民健康保険に加入する場合、資格が生じた日から14日以内に届け出をしなければなりません。届け出が遅れると、保険料は資格が生じた日までさかのぼって(最高2年間)納めていただくこととなります。届け出の前日までの医療費については、全額自己負担となりますのでご注意ください。

国民健康保険

〔加入の届け出は14日以内に〕
 国民健康保険に加入する場合、資格が生じた日から14日以内に届け出をしなければなりません。届け出が遅れると、保険料は資格が生じた日までさかのぼって(最高2年間)納めていただくこととなります。届け出の前日までの医療費については、全額自己負担となりますのでご注意ください。

広告欄